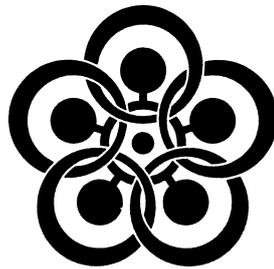


平成19年度

3年次編入学 学生募集要項

医学部保健衛生学科

* 保健衛生学科の3年次編入学の募集は、平成19年度が最後となります。平成20年度からは、学部1年次に振替えることとしました。



東京医科歯科大学

所在地 〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45
電話 (03) 5803-5084
URL <http://www.tmd.ac.jp>

〈目 次〉

◎入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）	1
------------------------	---

◎保健衛生学科3年次編入学案内	2
-----------------	---

1. 保健衛生学科の特色	2
2. 保健衛生学科の基本的理念	2
3. 保健衛生学科の一般教育目標	2
4. 3年次編入学の目的	2
5. 求める学生像	3
6. 入学定員	3
7. 修業年限及び卒業の要件	3
8. 教育課程及び履修方法	3

◎募集要項	4
-------	---

1. 募集人員	4
2. 入学年次	4
3. 入学時期	4
4. 出願資格	4
5. 選抜方法	5
6. 出願期間及び出願方法	5
7. 身体に障害のある志願者の事前相談	7
8. 学力検査・小論文試験・面接試験の日程及び会場	7
9. 合格発表	7
10. 入学手続	7
11. 追加合格	8
12. 問い合わせ先	8
13. 個人情報の取扱い	9

◎入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予制度について	10
---------------------------	----

◎東京医科歯科大学位置図	12
--------------	----

入学者選抜日程

1. 出願期間	平成18年 8月11日(金)～8月17日(木) 17時必着
2. 試験期日	平成18年 9月6日(水) 学力検査・小論文試験 平成18年 9月7日(木) 面接試験
3. 合格発表	平成18年 9月22日(金) 6号館前掲示板(結果通知郵送)
4. 入学手続期間	平成18年10月2日(月)～10月3日(火)

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

東京医科歯科大学は、医学部医学科、医学部保健衛生学科、歯学部歯学科、歯学部口腔保健学科、教養部、生体材料工学研究所、難治疾患研究所を有する日本唯一の医系総合大学院大学です。

本学では、医師、歯科医師、コ・メディカルスタッフの育成は勿論のこと、医療・生命科学領域の研究・学問体系の構築を図りながら、一流の研究者・指導者の養成に努め、広く社会・人類に貢献することを目指しております。

【教育理念】

1. 幅広い教養を持った感性豊かな人間の養成

医療人が向き合うのは、言うまでもなく病める人です。したがって、患者の痛みが分かり、しかも患者を取り巻くさまざまなバックグラウンドを理解してはじめて、病の適確な診断・治療・介護が可能となります。同時に、医療人は患者の生命に直接関与することから、あるいは患者のところに接する機会が多いことから、それだけ高い倫理観と幅広い教養、そして深い人間愛に裏打ちされた対話能力が求められます。

2. 自己問題提起・自己解決型の創造力豊かな人間の育成

学業あるいは研究にあつては、何事も鵜呑みにすることなく、常に「なぜこうなのだろう」「これでよいのか」という疑問を持ちながら、種々の情報を集め解析して、自分で確認・解決できる能力が求められます。特に、これは独創的研究を推進する上で欠かせない能力であります。

3. 国際感覚と国際的競争力に勝れる人間の養成

今後、交通手段やメディア・ネットワークの発達により、医療の分野でもその情報の国際的共有化がますます進み、医療人としての国際協力、たとえば国連やWHOなどの国際機関への協力、更には宇宙ステーションでの研究協力が求められるでしょう。その時に、世界の研究者と対等に、或いはリーダーとして活躍できるように、知識・技術は勿論のこと、十分な語学力と磨かれた国際感覚を備えておかなければなりません。

保健衛生学科 3 年次編入学案内

1. 保健衛生学科の特色

近年における科学技術の進歩は、保健医療の分野にめざましい発展をもたらした。しかし一方、少子高齢化社会の到来など、我が国の社会構造の急速な変化は医療にこれまでない変革を求めている。こうした転換期にある我が国の保健医療の活動を支える看護、臨床検査の領域で緊急を要する課題の一つが、新しい時代に即応したこれら専門職の教育者、研究者並びに指導者の養成である。そのためには、博士前期課程（修士）・博士後期課程（博士）を併設した4年制大学における一貫教育が基本であり、本学は看護学、検査技術学の分野では初めての部局化（重点化）された大学院としての博士（前期・後期）課程を有し、学部・大学院の一貫教育研究体制を整えている大学である。

2. 保健衛生学科の基本的理念

本学科には、看護学専攻と検査技術学専攻があり、専門的かつ学術的な視点により看護学及び検査技術学の教育を行い、21世紀における保健医療に対する新たな社会の要請に応えうる看護師、保健師、臨床検査技師の専門職を養成する。

3. 保健衛生学科の一般教育目標

【看護学専攻】

高度先進化する科学技術の基礎理解力を持ち、高齢化社会における保健医療・福祉等の様々な職種と連携して、専門職としての役割を果たす人間性豊かな人材を育成する。

【検査技術学専攻】

先端医療技術の進展に対応しうる学際的視野と研究能力を有する資質の高い人材及び医学、保健医療における検査技術の発展とその教育・指導に従事する人材を育成する。

4. 3年次編入学の目的

近年、我が国の看護師、臨床検査技師の教育制度においては様々な改革が行われ、その中核を担う短期大学や専修学校専門課程の卒業生が、より高度な専門教育を受ける道も広げられてきている。すなわち、短期大学や専修学校専門課程の卒業生で、一定の資格を有する者に対してその機会を提供することは、これら専門職のレベルアップを図る上で大いに貢献しているのである。さらに、今日あらゆる分野で生涯教育の必要性が叫ばれている折から、看護、臨床検査の両分野でも、既に社会的に活躍している者で改めて高度専門教育を受けることを希望し、その資格を有する者にその機会を提供する必要性も生まれている。本学科は、こうした社会的要請を考慮して、3年次編入学制度を導入し、一定の資格と資質を持つ人材を看護学専攻及び検査技術学専攻に、10名ずつ編入学させる枠を設けている。

本学科は、豊かな人間性と「医療の心」を涵養すると同時に、それぞれの専攻でより高度の専門知識と技術を付与し、自己問題提起・解決型の思考能力を持った国際的にも通用する教育者、研究者並びに指導者を育成することを目的とする。同時に、近年ますます学際的色彩が濃くなりつつある看護学、検査学の領域において、向学心に燃えた多様な背景を持つ編入学生の存在が、画一的になりがちな一貫教育の学生にとって大きな刺激となり、相乗的な効果が生まれることも併せて期待している。

5. 求める学生像

保健衛生学科では、3年次編入学の実施にあたり、次のような人を求めています。

- ・医学・保健医療に深い関心を有し、患者・要介護者や社会に対する奉仕的精神，責任感，倫理観を有する人
- ・豊かな人間性を持ち，観察力，論理的思考力，問題解決力，総合判断力を備えている人
- ・継続的に自己啓発し，探求心が旺盛である人

6. 入学定員

学科・専攻名	1年次入学定員	3年次編入学定員	入学定員計
保健衛生学科	人	人	人
看護学専攻	50	10	60
検査技術学専攻	30	10	40

7. 修業年限及び卒業の要件

3年次編入学生の修業年限は2年とする。卒業の要件としては本学に2年以上在学し，入学時に認定された単位と合わせて本学所定の単位を修得しなければならない。

8. 教育課程及び履修方法

編入学した学生については，その個人の学習状況に応じ，既習の単位の認定を行い，本学の卒業認定に必要な一般教育科目，外国語，体育及び専門科目につき，その不足分を2年間で修得するよう個別の履修計画を作成し，これに従い学習を行う。

東京医科歯科大学海外研修奨励制度について

在学生に対し海外研修の機会を提供し，豊かな感性と国際性を持つ人材の育成に役立てることを目的として，「東京医科歯科大学海外研修奨励制度」を設けている。

本制度の対象となる学生は，海外研修の意欲があり，心身共に健全で，学業優秀と認められる学部学生としている。

募 集 要 項

1. 募集人員 看護学専攻……………10名
検査技術学専攻……………10名

2. 入学年次 第3学年（編入学）

3. 入学時期 平成19年 4月

4. 出願資格

1. 看護学専攻を志願する者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 短期大学の看護学科を卒業した者及び平成19年3月卒業見込みの者

(2) 看護系専修学校専門課程（※文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者及び平成19年3月修了見込みの者

注) 看護系専修学校専門課程とは、「保健師助産師看護師法第21条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護養成所のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程（修業年限2年課程又は夜間3年課程（いわゆる進学コース）を除く。）」を示す。

2. 検査技術学専攻を志願する者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 短期大学又は専修学校の専門課程の3年課程（夜間4年課程）（*文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）において、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令226号）」第20号第3号に定める厚生労働大臣の指定した科目を修得し、卒業又は修了した者（平成19年3月卒業又は修了見込みの者を含む。）

(2) 大学において「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令226号）」第2条第3号に定める厚生労働大臣の指定した科目を修得し、卒業した者（平成19年3月卒業見込みの者を含む。）

※「文部科学大臣の定める基準」とは、以下の要件を全て満たしているものをいう。

①修業年限（修了するために必要な年限）が2年以上であること。

②課程の修了に必要な総授業時数が、1700時間以上であること。

③試験等により成績評価を行っていること。

【参考】

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令226号）

《第20条第3号に定める厚生労働大臣の指定した科目》

①医用工学概論 ③臨床生理学 ⑤放射性同位元素検査技術学

②臨床検査総論 ④臨床化学

《第2条第3号に定める厚生労働大臣の指定した科目》

①医学概論 ⑤生化学 ⑨検査機器総論

②解剖学 ⑥微生物学 ⑩医用工学概論

③生理学 ⑦医動物学 ⑪臨床血液学（血液採取に関する内容を除く。）

④病理学 ⑧情報科学概論 ⑫臨床免疫学

※出願資格で不明な点がある場合には、事前に入学試験掛に相談願います。

5. 選抜方法

入学者の選抜は、学力検査、小論文試験、面接試験を行い、その結果を総合して合格者の決定を行う。

(1) 学力検査

実施科目・・・・・・外国語（英語）
専門科目Ⅰ，Ⅱ

◎看護学専攻

専門科目Ⅰ 解剖学，生理学，生化学，薬理学，病理学，微生物学，基礎看護学，小児看護学，母性看護学を含む

専門科目Ⅱ 成人看護学，精神看護学，老年看護学，リハビリテーション看護学，在宅看護学，保健医療福祉制度論を含む

◎検査技術学専攻

専門科目Ⅰ 解剖学，生理学，生化学，病理学，微生物学，公衆衛生学，関係法規，医用工学概論，検査機器総論，情報科学概論，臨床病理学総論，臨床医学総論，医学概論，検査管理総論を含む

専門科目Ⅱ 病理組織細胞学，臨床血液学，臨床微生物学，医動物学，臨床化学，放射性同位元素技術学，臨床生理学，臨床免疫学，臨床検査総論を含む

(2) 小論文試験

(3) 面接試験（※面接時に必要と認めた者は、精密検査を行う。）

6. 出願期間及び出願方法

(1) 出願期間

平成18年 8月11日（金）～ 8月17日（木） **17時必着**

(2) 出願方法

- ① 本要項に添付する「出願用封筒」に出願書類を一括同封し，必ず書留速達郵便で，出願期間内に本学に到着するよう送付すること。（大学に直接持参しても一切受理しない。）
- ② 出願期間内に到着した場合であっても，書類等に不備がある場合は，受理しないことがある。
- ③ 出願期間を過ぎて本学に到着したものは，如何なる理由（天災によるものを除く。）であっても受理しない。

(3) 出願書類送付先

〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45

東京医科歯科大学 学務部入学主幹付入学試験掛

(4) 出願書類

出 願 書 類		摘 要
1	入 学 志 願 票	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学所定の用紙によること。 2. 黒又は青のボールペンで丁寧に記入すること。 3. 漢字は楷書で、数字は算用数字で正確に記入し、該当する字句を○で囲むこと。 4. 誤って記入した場合は、誤記入の部分を二重線で消し、訂正すること。 5. 出願する入学志願票及び受験票の用紙の使用誤りのないよう注意すること。 [用紙の色] 看護学専攻の用紙 : ピンク色 検査技術学専攻の用紙 : 緑色
2	受 験 票 写 真 票 (照 合 票)	<ol style="list-style-type: none"> 6. ※印の欄は記入しないこと。 7. 写真は、出願日より3ヶ月以内に撮影した、正面、無帽、上半身(縦4cm×横3cm)ものを貼付すること。 8. 「入試に関する確実な連絡先」欄は、書類不備もしくは、追加合格について、本学から本人への連絡等が確実にできる方法を記入すること。 9. 学歴欄には、高等学校卒業からのすべての学歴を記入すること。
3	調 査 書	本学所定の用紙による調査書を提出すること。
4	① 看護学専攻卒業(見込)又は修了(見込)証明書	出願資格による短期大学・専修学校の卒業又は修了証明書又は卒業見込又は修了見込証明書を提出すること。 ただし、専修学校の場合は、本学所定の用紙を用い、学校長の証明を受けること。
	② 検査技術学専攻卒業(見込)又は修了(見込)証明書	出願資格による大学・短期大学(部)・専修学校の卒業又は修了証明書又は卒業見込又は修了見込証明書を提出すること。 ただし、専修学校の場合は、本学所定の用紙を用い、学校長の証明を受けること。
※5	登録原票記載事項証明書等(旧外国人登録済証明書)	※外国籍を有する者のみ提出すること。 ① 居住している市区町村長の発行するもの(在留資格及び期間が明示されているもの) ② 外国から直接出願する場合は、戸籍抄本又は市民籍等出身国の公的機関が発行する居住証明書(英訳添付)
6	入 学 検 定 料	30,000円(※振込手数料は、振込人負担となる。) 本学所定の銀行振込用紙を使用して最寄りの銀行の窓口から、電信扱いで振り込むこと。その際、銀行から発行される「国立大学法人東京医科歯科大学検定料納付証明書」に銀行の収納印があることを確認し、入学志願票の所定欄に貼付すること。(郵便局からは振り込みできません。)
7	受験票等返信用封筒	<p>本要項に添付する封筒には、本学からの通知が確実に届く住所、氏名を所定の欄に明記し、返信用郵便切手(簡易書留速達郵便。受験票等返信用封筒は700円、選抜結果通知用封筒は760円)を貼付すること。</p> <p>※書留郵便で郵送するため、不在の場合は、郵便局保管期間内に必ず受領すること。</p>
8	選抜結果通知用封筒	
9	出 願 書 類 確 認 票	<p>出願する際に「出願書類確認票」により、出願書類が揃っていることを確認すること。</p> <p>※「出願書類確認票」も同封して送付すること。</p>

- 注 1 出願手続完了後の提出書類の内容変更は、認めない。
2 出願手続きが完了した者の入学検定料は、いかなる理由があっても返還しない。

7. 身体に障害のある志願者の事前相談

身体に障害のある者で、受験上特別な措置及び入学後の修学において特別な配慮を必要とする者は、平成18年 8月 1日(火)までに学務部入学主幹付入学試験掛へ相談してください。

8. 学力検査・小論文試験・面接試験の日程及び会場

(1) 日程

実施日	選抜試験の種別	時間
平成18年9月6日(水)	【学力検査】 外国語(英語)	9:30~10:30
	【小論文試験】	11:00~12:00
	【学力検査】 専門科目Ⅰ	13:00~14:30
	【学力検査】 専門科目Ⅱ	15:00~16:30
平成18年9月7日(木)	【面接試験】	9:00~

(2) 会場 (12 ページ「東京医科歯科大学配置図」参照)

東京医科歯科大学(湯島地区)

東京都文京区湯島1-5-45

(3) 留意事項

- ①日程及び会場の詳細(集合時間・場所等)については、受験票送付時に通知する。
- ②試験当日、入構時に受験票を確認するので、必ず「受験票」を持参すること。

9. 合格発表

平成18年 9月22日(金) 13時

- ①湯島地区6号館前掲示板に合格者の受験番号を発表する。
- ②出願時に提出した返信用封筒により、合格発表当日に結果通知を郵送する。(書留速達)
- ③電話による「合格発表」に関する問い合わせには、一切応じない。

10. 入学手続

(1) 入学手続期間

平成18年10月 2日(月) ~ 10月 3日(火) 10時~17時

※郵送する場合は、書留郵便にて、10月 3日(17時)までに必着のこと。

※「入学金免除」又は「入学金徴収猶予」制度を利用するものは、事前に学務部厚生課厚生保健掛の窓口で所定の手続きをとること。(TEL:03-5803-5077)

(2) 入学手続場所

東京医科歯科大学 学務部入学主幹室(6号館1階)

東京都文京区湯島1-5-45(湯島地区) ※12 ページ大学位置図参照

(3) 入学手続き時に必要なもの

- ① 入学意思確認書（合格通知に同封する。）
- ② 入学料納付証明書（①入学意思確認書に貼付すること。）

※入学料(282,000円)を合格通知に同封する「入学料振込依頼書」により、最寄りの銀行の窓口から、**電信扱い**（振り込み手数料は、振込人負担）で振り込み、銀行から「入学料納付証明書」を受領すること。

※ATM（現金自動預払機）は使用できません。必ず銀行窓口で払い込んでください。

※ **「入学料免除」又は「入学料徴収猶予」の申請を行う者は不要。**

- ③ 受験票の写し

(4) 授業料（平成17年4月改定）

前期分 267,900円	年額 535,800円
後期分 267,900円	

※授業料は、合格通知に同封する「授業料納入依頼書」により、所定の手続きを行い、入学後に指定された銀行口座から自動引き落としにより納入する。

(5) その他

- ① 入学料・授業料については、改定が行われた場合は、改定時から新料金が適用される。
- ② 入学料・授業料の納付に関する問い合わせ先 経理部経理課出納掛(TEL. 03-5803-5048)
- ③ 「入学料免除」又は「入学料徴収猶予」制度を利用する者（利用を考えている者）は、入学手続き時に入学料を納付した場合、本制度を利用することが出来なくなるので、事前に学務部厚生課厚生保健掛(TEL. 03-5803-5077)へ問い合わせること。
- ④ 入学後、別途、諸経費が必要になる。（入学関係書類とともに3月中旬頃に案内を送付する。）
- ⑤ 入学手続き期間内に入学手続きを完了しない者は、入学を辞退したものと取り扱う。
- ⑥ 納付済みの入学料は、いかなる理由があっても返還しない。

11. 追加合格

- (1) 入学手続き後に、募集人員に欠員が生じた場合には、平成18年10月4日（水）以降に追加合格の連絡を行う。
- (2) 追加合格者には、出願時に提出した入学志願票の「入試に関する確実な連絡先」欄に記載した連絡先に合格及び入学手続きについての連絡を行うので、必ず本人へ連絡を取れるようにしておくこと。

12. 問い合わせ先

本募集要項の内容に関する照会は、必ず書面（FAX）により行うこと。（返信用のFAX番号、氏名を記入すること。）

《照会先》東京医科歯科大学 学務部入学主幹付入学試験掛

〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45

FAX：(03)5803-0106 TEL：(03)5803-5084

13. 個人情報の取扱い

個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人東京医科歯科大学個人情報管理規則」に基づき、次のとおり取り扱う。

(1) 個人情報の利用

- ① 出願書類に記載された個人情報については、入学者選抜業務（出願登録処理, 選抜実施, 合格発表, 入学手続）を行うために利用する。
- ② 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報を、今後の入学者選抜及び大学教育の改善のための調査研究や学術研究の資料として利用する場合がある。
（調査研究の発表に際しては、個人が特定できない形で行う。）
- ③ 入学者の個人情報については、教務関係（学籍管理, 修学指導等）、学生支援関係（健康管理, 授業料免除・奨学金申請, 就職支援等）、授業料徴収に関する業務を行うために利用する。

(2) 個人情報に関する業者の委託

上記（1）の各種業務での利用に当たっては、個人情報の適切な取り扱いに関する契約を締結した上で、一部の業務を外部の事業者へ委託することがある。

入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予について

※申請に必要な要件及び書類等の問い合わせ先：学務部厚生課厚生保健掛（03-5803-5077）

《入学料免除》

本学に入学する者のうち、次の各号の一つに該当する者で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者について、本人の申請に基づき、選考の上、入学料の全額又は半額を免除する制度です。

- (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、または入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者
- (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

【留意事項】

- ① 入学料免除の許可、不許可については、学内の選考機関で選考のうえ決定します。
- ② 選考の結果、不許可になった者又は半額免除を許可された者については、許可・不許可の告知した日から起算して14日以内に「入学料徴収猶予」制度に基づく徴収猶予申請を行うことができます。

《入学料徴収猶予》

本学に入学する者のうち、次の各号の一つに該当する者について、本人の申請に基づき、選考の上、入学料の徴収を「大学の指定する期日」まで猶予する制度です。

- (1) 経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは入学する者の学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる者

【留意事項】

入学料徴収猶予の許可、不許可については、学内の選考機関で選考のうえ決定します。

《授業料免除》

次の各号の一つに該当する者について、本人の申請に基づき、選考の上、授業料の全額又は半額を免除する制度です。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀であると認められる者
- (2) 学生又は学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる者

【留意事項】

授業料免除の許可、不許可については、学内の選考機関で選考のうえ決定します。

《授業料徴収猶予》

次の各号の一つに該当する者について、本人の申請に基づき、授業料の徴収を「大学が指定する期日」まで猶予する制度です。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 学生又は学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる者

【留意事項】

授業料徴収猶予の許可、不許可については、学内の選考機関で選考のうえ決定します。

注意：

1. 入学料・授業料の免除並びに徴収猶予については、入学手続きの際に「厚生課窓口」で申請してください。
2. 入学料の免除申請をした者で免除を許可されなかった者又は半額免除を許可された者が、納付すべき入学料を免除の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に納付しない場合は『除籍』となります。ただし、入学料免除申請をした者で、免除を許可されなかった者又は半額免除を許可された者のうち、当該告知をされた日から起算して 14 日以内に入学料の徴収猶予申請を行った者を除きます。
3. 入学料の徴収猶予の申請を行い、徴収猶予を許可された者が、納付期限までに入学料を納付しない場合は、『除籍』となります。